

来年度の認定こども園・小規模保育施設の利用を考えている方へ

新規入園児を募集します



幼稚園や認定こども園、小規模保育施設を利用するには、**支給認定**を受ける必要があります。**支給認定**とは、保育の必要性の有無や利用者負担額を認定する手続きのことをいいます。

申込受付期間 平成31年4月1日入所希望の場合

在園児さんは

12月3日(月)～12月28日(金)

新規利用の方は

平成31年1月7日(月)～1月31日(木)

※1号認定（幼稚園部分）の各施設への申込受付期間は施設によって異なります。

※来年5月以降のご利用を希望される場合は、入所希望の前の月の1日から15日までの間に支給認定申請書（入所申込書）に必要書類を添え、福祉保健課 子育て支援係に提出してください。

支給認定区分	申込みの方法
1号認定 満3歳以上・教育を希望 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）利用希望	支給認定申請書（入所申込書）を記入し、希望する施設で内定証明を受け、子育て支援係に提出してください。
2号認定 満3歳以上・「 保育を必要とする事由 」に該当 認定こども園（保育園部分）利用希望	支給認定申請書（入所申込書）に必要書類を添え、子育て支援係に提出してください。 支給認定申請書は、12月3日(月)から配付を開始します。
3号認定 満3歳未満・「 保育を必要とする事由 」に該当 認定こども園（保育園部分）、小規模保育施設利用希望	

※在園児さんは各施設から案内を行います。

保育を必要とする事由

お子さんの保護者、65歳未満の同居の親族などが、次のいずれかに該当して家庭での保育ができない方。

- ① 自宅外で仕事をしている場合（おおむね1日4時間以上かつひと月15日以上）…会社勤務など
- ② 自宅内で日常の家事以外の仕事をしている場合（おおむね1日4時間以上かつひと月15日以上）…自営業など
- ③ 妊娠中または出産後間がない場合（出産予定月と出産前3か月と出産後8週間）
- ④ 疾病、負傷、障がいなどがある場合
- ⑤ 同居の親族を常時介護、看護している場合
- ⑥ 災害などの復旧に当たっている場合
- ⑦ その他、前各項に類する状態であり町長が必要と認める場合

※父母以外の同居の親族（祖父母等）が保育できるときは、入所選考の際に、優先度が下がる場合があります。

施設一覧

区分	施設名	所在地	電話	定員
認定こども園	くるみの森愛児園	帆足2207番地の6	72-0854	105名(1・2・3号)
	たかすこども園	帆足216番地の1	72-2325	90名(1・2・3号)
	くすのきこども園	塚脇486番地	72-4527	80名(1・2・3号)
	杉ノ子こども園	戸畑2858番地	73-8120	65名(1・2・3号)
	くるみ夢愛児園	太田266番地の1	72-6066	105名(1・2・3号)
	カトリック玖珠幼稚園	塚脇425番地	72-1074	90名(1・2・3号)
小規模保育施設	こすもす	塚脇428番地の1	77-2323	19名(3号のみ)

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ (72)1115